

令和 7 年 度

平川市地域産業支援事業補助金のお知らせ

～平川市では、地域産業の振興と発展を図るため、地域での新商品開発への挑戦を応援します～

○ 対象事業（アドバイザー（支援機関等）と一緒に取組む事業であること。）

- ・新商品・新技術・新サービスの開発事業（※）
- ・観光客向け土産品（雑貨・工芸品に限る）の開発事業
- ・その他、地域産業の活性化に資するものと市長が認める事業

（※）一定の新規性のある新製品等を開発する事業等を指します。

○ 対象者

次の要件すべてに該当する必要があります。

- ① 市内に本社又は主たる事務所を置く中小企業者
- ② 住民税等に滞納がないこと（個人事業主の場合は世帯員全員を含む）
- ③ 同一年度中にこの要綱による事業認定を受けていない者
- ④ 補助対象事業に関して、本市が行う他の助成制度に基づく助成金等の交付を受けていない者

○ 補助金額および補助率

法人の場合は200万円以内、その他は50万円以内。補助率は、補助対象経費の2分の1以内。ただし、消費税及び宿泊税は含まない。

○ 補助対象期間

原則として当該年度内とし、審査委員会での事業認定後に着手した事業を対象とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

○ 対象経費

講師謝金、講師等旅費（1人につき6万円が限度、補助対象経費の20%以内）、備品購入（補助対象経費の50%以内）、原材料費（補助対象経費の20%以内）、宣伝広告費、委託費、外注加工費、商談会経費（旅費・出展料・宿泊費）等

○ 補助金の交付に係る事務手続き（以下のとおりになります。）

